



2025年12月22日

各 位

会社名 R e Y u u J a p a n 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 重富 崇史  
(東証スタンダード: 9425)  
問合せ先 企画管理部長 武本 遼祐  
電話番号 03-6230-9388  
U R L <https://www.reyuu-japan.com/>

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年12月22日開催の取締役会において、定款の一部変更について2026年1月30日開催予定の第38期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の理由

- ① 当社の今後の事業展開および事業内容拡大に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- ② 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員として、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、監査等委員会設置会社への移行に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。
- ③ 当社の将来の事業拡大に備え、資金調達、インセンティブ制度の運用および戦略的施策を柔軟に実施できる体制を整えるため、発行可能株式総数を12,400,000株から27,960,000株に変更するものであります。
- ④ 会計監査人が職務の執行にあたり期待される役割を十分に發揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定および会計監査人の責任を予め限定できる契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
（目的）	（目的）
第2条（条文省略）	第2条（現行どおり）
1. ~14.（条文省略） （新設）	1. ~14.（現行どおり） <u>15. 子会社および関連会社の事業活動に関する運営管理、コンサルタント業務</u> 16. 上記各号に附帯する一切の事業
15. 上記各号に附帯する一切の事業	

第3条（条文省略）  (機関) 第4条（条文省略） 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	第3条（現行どおり）  (機関) 第4条（現行どおり） 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>
第5条（条文省略）  (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>12,400,000株</u> とする。	第5条（現行どおり）  (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>27,960,000株</u> とする。
第7条～第18条（条文省略）  (員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>9名</u> 以内とする。  (新設)	第7条～第18条（現行どおり）  (員数) 第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、 <u>7名</u> 以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、 <u>3名</u> とする。
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。  2 (条文省略) 3 (条文省略)	(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新設)	(任期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間) 第22条 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締

<p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 24 条</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 28 条</p> <p>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>	<p>第 28 条</p> <p>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 30 条</p> <p>当会社の監査役は、3 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 31 条</p> <p>監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第 32 条</p> <p>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(補欠の監査役の予選の効力)</u></p> <p><u>第 33 条</u></p> <p><u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 34 条</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 35 条</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 36 条</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 37 条</u></p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 38 条</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 39 条</u></p> <p><u>監査役の報酬、賞与およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 40 条</u></p> <p><u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	<u>第32条</u>
	<u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	<u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
	<u>第33条</u>
	<u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	<u>第34条</u>
	<u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
<u>第41条～第42条</u>	<u>第35条～第36条</u>
(条文省略)	(条数繰り上げ、条文は現行どおり)
(新設)	<u>(会計監査人の責任免除)</u>
	<u>第37条</u>
	<u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	<u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
<u>第43条～第46条</u>	<u>第38条～第41条</u>
(条文省略)	(条文は現行どおり)
(新設)	<u>附則</u>
	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	<u>第1条</u>
	<u>当会社は、第38期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	<u>2 当会社は、第38期定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお第38期定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u>

## 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2026年1月30日
定款変更の効力発生日（予定）	2026年1月30日
	以上